

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税及び保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、地方税及び保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿見町長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。 ①各税目について収納代理金融機関から収納データが届き次第、消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③役場・金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、地方税法に基づく特別徴収等、それぞれの納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④地方税法その他の法令に基づく他市町村宛や税務署宛の照会や回答を行う。 ⑤納期限までに納付がなかった場合、督促状を発行し納付を求める。 ⑥滞納整理に係る対象者の抽出及び管理を行う。 ⑦滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等により納付を促す。 ⑧滞納者に対し地方税法に基づき差押え・交付要求・公売等の滞納処分を行う。また地方税法第15条の7第1項該当者には滞納処分の執行停止を行う。 ⑨納期限後の納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑩消滅時効や滞納処分の執行停止に伴う不納欠損事由に該当するものについては、不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、バックアップシステム、国民健康保険システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表(第24, 85, 100項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第5号)第16条, 第46条, 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部収納課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

[illegible]